

2025年12月10日

組合員各位

開業医共済協同組合

理事長 大竹 進



令和7年青森県東方沖を震源とする地震に対する非常取扱いについて

令和7年青森県東方沖を震源とする地震による被災者の皆さんに、謹んでお見舞い申し上げます。

開業医共済協同組合では、この度の災害により災害救助法が適用された地域（当組合事業地区内に限る）の被災された皆さんへの非常取扱いを下記のとおり実施しますので、お知らせいたします。なお今後、災害救助法が他の地域に追加適用された場合も同様にお取り扱いいたします。

記

1. 対象地域

【青森県】八戸市、三沢市、むつ市、上北郡野辺地町、上北郡七戸町、上北郡東北町、上北郡六ヶ所村、上北郡おいらせ町、下北郡大間町、下北郡東通村、三戸郡南部町、三戸郡階上町

2. 取扱内容・受付期間

（1）開業医共済休業保障制度に関する掛金の払込猶予期間の延伸

掛金のお払込みが一時的に困難な場合、当組合にお申出いただくことで、通常の払込猶予期間（約款第24条3項）を含めて、最長6か月間延伸いたします。

3. 取扱代理店

【青森県】

青森県保険医協同組合 青森県保険医協会
TEL:017-763-5820 FAX:017-763-5821
〒030-0823 青森県青森市橋本三丁目15-5

以上